

令和3年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(所管事項説明)

(1) 「令和3年版成果レポート（案）」について	1
(2) 伊勢茶の振興について	2
(3) 農業用ため池に係る防災工事等の推進について	4
(4) 「三重の木づかい条例」に基づく木材利用方針について	6
(5) 林業人材の確保・育成に係る体制の整備について	8
(6) 伊勢湾漁業振興策について	10
(7) アコヤガイのへい死に係る対応について	12
(8) 各種審議会等の審議状況の報告について	14

【別添1】 令和3年版成果レポート（案）（農林水産部主担当施策）

【別添2】 伊勢茶の振興に向けた計画（骨子）

【別添3】 農業用ため池に係る防災工事等の推進について

【別添4】 みえ木材利用方針概要（中間案）

【別添5】 みえ木材利用方針（中間案）

【別添6】 新法人みえ林業総合支援機構（仮称）が担う役割について

【別添7】 健全で活力ある豊かな「伊勢湾」の再生に向けた漁業振興策

【別添8】 三重県版アコヤタイムライン

令和3年6月
農林水産部

(1) 「令和3年版成果レポート（案）」について

1 農林水産部の主担当施策

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」における農林水産部の主担当施策は、表のとおりです。

表 農林水産部主担当施策

施策名		進展度	頁
147	獣害対策の推進	B	1
153	豊かな自然環境の保全と活用	A	5
253	農山漁村の振興	A	9
311	農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	A	13
312	農業の振興	B	17
313	林業の振興と森林づくり	B	23
314	水産業の振興	B	27

(2) 伊勢茶の振興について

1 現状

県では、伊勢茶の振興に向け、担い手への茶園集積や老朽化茶園の改植、需要に対応した新品種の導入、国際水準GAPの認証取得や実践への支援、県内外における消費拡大、海外販路の開拓等に取り組んできました。

その一方で、伊勢茶の栽培面積・生産量は全国3位にあるものの、需要の減退等の影響から、生産量は漸減しており、令和元年には、栽培面積が2,780ha、生産量が5,910トンとなり、ピークとなった昭和56年頃の7割程度となっています。

こうした中、令和2年度には、ペットボトル用茶葉の需要の伸び悩み等による民間在庫量の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の減少等により、伊勢茶を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

このため、令和2年度には、これまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた生産者に対する国の事業の活用支援とともに、伊勢茶推進協議会等8団体が伊勢茶の試供品のティーバッグを配布し、伊勢茶の認知度向上を図りました。

また、輸出について、アゼルバイジャンを対象に、ティーバッグ等の加工用原料の輸出再開に向けた協議や、ベトナムの高級カフェチェーンの顧客等を対象としたオンラインツアーや、海外販路の拡大に取り組みました。

2 伊勢茶振興計画の策定

(1) 伊勢茶振興計画について

こうした茶業を取り巻く厳しい状況の中、伊勢茶振興の方向を示す「三重県茶業振興指針」(平成23年策定・平成25年一部改定)も策定から10年が経過し、これまでの課題はもとより、新たに生じた課題への早急な対応が求められています。

このため、新たな伊勢茶の振興に向けた計画の策定に向け、本年1月より、県をはじめ、茶業会議所、JA全農みえ、三重茶農協等による検討会議を開催するとともに、若手生産者との意見交換会を通じて、具体的な内容の検討を進めているところです。

【検討会議、若手生産者との意見交換会での主な意見】

- ・消費者に、お茶といえば三重と思われるよう、文化も含む伊勢茶のPR戦略が必要
- ・リーフ茶の楽しみ方を消費者に見せていく必要
- ・茶園の作業と製茶工場の両方で、省力化や無人化、自動化を図っていく必要
- ・経営継続に向け、茶の専業経営から他作物との複合経営に替えていく必要

(2) 基本的な取組の方向

本県は、茶の主産県であるものの、県民における認知度はまだ低く、一世帯当たりの緑茶の購入量も静岡県の半分程度となっていること等から、まず、県内を中心に日本茶の消費拡大に取り組み、その消費を伊勢茶の需要へと転換を図ることで、伊勢茶の販売拡大、ひいては経営体の所得向上につなげていきたいと考えています。

(3) めざすべき姿・状況

- ①意欲ある茶業経営体や産地の茶市場の収益が安定して、元気に事業を継続しており、産地全体が活性化している状況

②県民における日本茶の消費が拡大しており、伊勢茶の需要の増大、ひいては伊勢茶の販売が拡大している状況

(4) 基本コンセプト

「せっかくやで、伊勢茶を飲もに！」（仮）のキャッチフレーズを掲げ、めざすべき姿の具現化に向け、「所得向上」と「消費拡大」の両輪で取組を進めていきます。

(5) 目標指標の設定

本計画の数値目標については、「所得向上」と「消費拡大」の取組の進捗状況がわかるよう、成果指標を設定します。

【振興計画（骨子）】（別添2）

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 本県の茶産地の現状（指針に基づく、これまでの成果と課題）
- 3 茶業を取り巻く情勢の変化
- 4 本県茶業のめざすべき姿と、取組方向に係る基本コンセプト
- 5 目標指標および基本的な取組方向と取組内容

（1）目標指標の設定

（2）基本的な取組方向と主な取組内容

取組方向（1）伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

- ① 持続可能な経営体の育成
- ② 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
- ③ 生産効率の高い生産基盤づくり
- ④ 多様なニーズに対応できる生産体制の整備
- ⑤ 伊勢茶の特徴や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

取組方向（2）県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進

- ① 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大
- ② 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案
- ③ 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進
- ④ 食育活動の推進
- ⑤ 日本茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

6 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進

3 今後の予定について

今後は、上記の計画（骨子）を基に、懇話会（生産者、流通事業者、小売事業者、消費者代表、学識経験者等）や多方面からの意見聴取を行いながら、計画（中間案）としてとりまとめ、県議会9月定例月会議の本常任委員会で説明したいと考えています。

なお、計画策定前ですが、令和3年度には、消費拡大に向け、「伊勢茶マイボトルキャンペンペーン（仮称）」を開始するとともに、三重県総合博物館において、伊勢茶の歴史・文化の発信や、淹れ方を体験できる企画展示を行うこととしています。

令和3年6月～10月 懇話会や多方面からの意見聴取、中間案の作成

10月 本常任委員会で中間案の説明

10月～12月 最終案の調整

12月 本常任委員会で最終案の説明

12月末 伊勢茶振興計画の策定

(3) 農業用ため池に係る防災工事等の推進について

1 背景

農業用ため池は、農業生産に必要な農業用水を供給する施設として、農業の発展に重要な役割を果たすとともに、地域の憩いの場を提供するなどの機能も有しております、農村地域に必要不可欠なものとなっています。

一方、令和2年7月豪雨をはじめとする近年の頻発・激甚化する風水害、切迫する南海トラフ地震等、大規模自然災害の発生が危惧されており、安全・安心な農村づくりに向けた防災減災対策について、県民の関心が高まっています。

2 現状および課題

県内には農業用ため池が3,304か所あり、その多くは江戸時代以前に築造され、老朽化の進行が顕著です。その内、令和2年度末までに改修されたため池は240か所で、耐震対策済は47か所にとどまっています。

近年、県内においても集中豪雨が原因でため池の堤体の一部が崩落するなどの被害が発生しており、自然災害に備えた防災対策が急務となっています。

しかしながら、ため池の防災対策には多額の費用と時間が必要であるとともに、権利関係の不明確化や農業従事者の高齢化により管理組織が脆弱化するなど日常の維持管理が適正に行われなくなることが課題となっています。

こうした中、国において、ため池の整備を集中的かつ計画的に推進することを目的として、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。本法では、県による防災重点農業用ため池の指定や防災工事等推進計画の策定が義務付けられるとともに、国、県、市町の役割が明確化されました。(別添3)

また、国では、ため池整備の必要性を判断するための調査の着手率を令和7年度末までに「約8割以上」とすることを目標として掲げています。

こうしたことを踏まえ、県では関係市町と協議のうえ、防災重点農業用ため池を1,566か所指定するとともに、今後10年間の取組方針を示した、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」(以下「推進計画」という。)を本年3月に策定し、安全・安心な農村づくりの実現に向けて、防災減災対策を推進することとしています。

3 推進計画の内容

防災重点農業用ため池の決壊による水害等から、県民の生命及び財産を守るために、推進計画で以下のとおり定めた事項に基づき、防災工事等に計画的に取り組んでいきます。

(1) 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価

国が示す調査の着手率「約8割以上」をめざし、市町と連携してため池の堤体等の漏水・変形等の劣化状況の調査による施設の現状評価を行うとともに、地震・豪雨による堤体の安定性や洪水を安全に流下させる能力等を明確にし、決壊等の危険性評価を実施します。

(2) 防災工事

(1) の評価結果をもとに、関係市町と協議し、対策が必要とされた防災重点農業用ため池について、決壊による下流地域への影響を考慮した優先度を踏まえ、175 か所の防災工事に着手します。

また、農業用水の供給の用に供されておらず、又は利用される見込みがないため池が 30 か所存在しているため、市町による堤体撤去、埋立て等、その機能を廃止する工事の早期実施を促進します。

(3) 管理体制の強化

県、三重県土地改良事業団体連合会、学識経験者の 3 者が連携し、令和 2 年 7 月に設立した「ため池保全サポートセンターみえ」では、市町、水利組合等のため池管理者に対する助言・指導や、適正な管理に向けた普及啓発、ハザードマップを活用した避難訓練の促進、現地パトロールの実施等、農業用ため池の管理体制の強化を図ります。

(4) 情報共有体制の整備

防災重点農業用ため池の防災工事等を推進するため、令和 3 年 3 月に設置した、県、市町、三重県土地改良事業団体連合会で構成する「三重県ため池対策推進協議会」において、防災工事等に関する国の制度や新技術等の情報共有を図ります。

(5) DX 技術を活用した管理・監視体制

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、必要に応じて、遠隔監視が可能となるよう I C T 等の先端技術を導入した水位計や監視カメラの設置等を検討していきます。

4 今後の対応

今後は、「ため池保全サポートセンターみえ」、「三重県ため池対策推進協議会」と連携し、推進計画に基づく防災工事等の計画的な推進を図るとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を積極的に活用し、ハード・ソフトの両面から、農業用ため池の防災減災対策に取り組んでいきます。

(4) 「三重の木づかい条例」に基づく木材利用方針について

1 策定の背景

県、市町が整備する公共建築物等における木材利用だけでなく、日常生活や事業活動においても木材利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資すること、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的として、「三重の木づかい条例」（以下「条例」という。）が、令和3年4月1日に施行されました。

本条例には、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、木材利用方針を定めることが規定されており、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法律」という。）に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」の内容に、本条例に定められた項目を追加し、新たに「みえ木材利用方針」（以下「方針」という。）として定めるものです。

なお、当方針は、法律に基づく木材利用方針であるとともに、条例に基づく方針にも位置付けられることになります。

2 方針の内容

(1) 現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」

現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」は、法律に基づいて平成22年に策定されたものであり、以下の事項について定めています。

- ・ 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- ・ 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- ・ 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
- ・ その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

(2) 新たな「みえ木材利用方針」（別添4、5）

今回策定する方針は、現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」に条例に定める以下の事項を追加するとともに、県産材の最優先利用を基本とすること、県が整備する公共建築物における木材利用の目標を定量的に定めること、方針に基づく施策の実施状況について議会に報告することを規定しています。

- ・ 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項
- ・ 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項
- ・ その他木材利用の推進に関し必要な事項
- ・ 県が整備する公共建築物以外の木材利用の推進に関する目標

(3) 方針に基づく取組

新たな方針に基づく取組は、関係部局と連携しながら、「三重の森林づくり基本計画」と一体的に推進することとし、主な取組内容は次のとおりです。

- ① 公共建築物における木材利用を進めるため、県が整備する低層の公共建築物について、原則として木造化を図ります。また、木造・非木造にかかわらず、県民の目に触れる機会が多い部分を中心に木質化を推進します。
さらに、民間の建築物における木材利用を推進するため、社会福祉施設、教育施設等の公共建築物に加え、新たに事業者の社屋、個人住宅等も方針の対象とします。
- ② 公共土木施設、家具・消耗品等、建築物以外の分野における木材利用を推進するほか、木材の利用拡大のための研究及びその成果、技術等の普及、人材の育成及び確保、県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大に取り組みます。
- ③ 森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等を通じ、木材の持つ魅力や「木を使う」ことの意義等の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めます。
- ④ 県が整備する公共建築物における木材利用の目標として、新たに定量的な数値目標を設定するとともに、新しく設けた民間における木材利用の数値目標に、木づかいに取り組む民間事業者等の登録数を設定します。
- ⑤ 当方針に基づく施策の実施状況を毎年1回取りまとめ、「三重の森林づくり基本計画」に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表します。
- ⑥ 木材利用の推進に関する取組を効果的に実施するため、県の部局等の枠を超えた推進体制として「三重県県産材利用推進本部」を位置付けます。

3 今後の対応

本常任委員会でのご意見や幅広い分野からの意見を踏まえた上で、8月に開催する「三重県県産材利用推進本部会議」において取りまとめ、条例に基づき、10月1日に施行することとしています。

施行後は、日常生活、事業活動等の幅広い分野で木材利用が進むよう取り組んでまいります。

(5) 林業人材の確保・育成に係る体制の整備について

1 現状

本県の林業従事者数は、過去30年で4分の1程度まで減少しており、森林環境譲与税の導入により、森林整備の増加が予測される中、林業事業体では新規就業者の確保や、既就業者の定着率の向上が大きな課題となっています。

また、林業・木材産業関係団体からは、「みえ森林・林業アカデミー」(以下「アカデミー」という。)で学んだ知識や技術を現場で実践していく支援体制の充実や、本県の林業を飛躍的に発展させる可能性を持つ、スマート林業の導入促進、森林空間等を活用した新たなビジネス展開に向けた支援体制の充実が求められています。

こうした団体からの要望を踏まえ、県では林業・木材産業界と連携して新法人の設立に向けた準備を進めているところです。

2 林業人材の確保・育成に係る新たな法人（一般社団）の設立

(1) 新法人が行う事業について（別添6）

新法人は、アカデミーが実施する主に既就業者向けの人材育成の前後を担う組織として、県の森林教育と連携した林業の新たな担い手の確保対策や、アカデミーの修了生を含む林業従事者全般に対する技術面、資金面等の継続的なサポートを行うなど、アカデミーと密接に連携しながら本県の林業人材育成に一体的に取り組むこととしています。

なお、新法人を構成する社員については、林業・木材産業関係団体に加え、事業を効率的かつ効果的に行えるよう、林業の専門的かつ高度な知見を持つ者や、シンクタンク、観光関連事業者等、第2次、第3次産業のノウハウが十分取り入れられる体制となるよう、広く参画を呼び掛けます。

(2) 新法人に対する県の関与について

新たな法人が果たす役割は、県の森林・林業行政を進めるうえで、県の施策との関連性が非常に大きく、県と新法人は、互いに協働して機動的・弾力的に事業を実施していく必要があります。

また、新法人は、令和3年度中を目途に公益認定を取得し、現在、(公財)三重県農林水産支援センター(以下「農林水産支援センター」という。)が管理している「林業従事者対策基金」の移管を受け、当該基金に基づく事業を引き継ぐ予定となっています。

このように、県の施策と密接な関わりを持ち、公的な資金を管理していく法人に対して、県としても、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」(以下「条例」という。)で定める助言、指導等を適時的確に行っていくため、新法人設立にあたって出資を行い、県出資法人として位置づけたいと考えています。

【県出資法人とする必要性】

- ・出資に対する議決のプロセスを経ることで、「林業従事者対策基金」を管理する団体として議会への説明責任を果たすことができる。
- ・条例第4条、7条に基づく助言、指導、第9条に基づく法人の経営計画や経営状況の評価について報告を求めることが可能となり、県民や議会に対して目的の達成状況等が公表されることとなる。(情報のオープン化)

3 今後の方針

本年9月の新法人設立に向け、林業関係団体や農林水産支援センター、県による設立準備会を立ち上げ、具体的な調整を進めていきます。

また、新法人設立後は、公益認定の取得も含め、令和4年度から本格的な活動が円滑に開始できるよう、関係団体と連携しながら準備を進めてまいります。

＜今後のスケジュール＞

令和3年6月～8月	新法人設立準備会
令和3年9月	一般社団法人設立
令和3年9月定例月会議	県出資議案提出
令和3年10月～令和4年3月	公益認定取得に向けた調整
令和4年4月	農林水産支援センターから業務移管

(6) 伊勢湾漁業振興策について

1 現状（背景、課題）

伊勢湾（木曽岬町～鳥羽市）における平成30年の主要漁業の漁獲量は、10年前（平成21年）と比較して、二枚貝等を漁獲する小型機船底曳網では72%、黒ノリ養殖では52%にそれぞれ減少しています。また、魚種別では、アサリ漁獲量が約2千トンから、約8トンに激減しました。

このような状況下において、名古屋港浚渫土砂の中部国際空港沖公有水面への埋立てに関して、本年1月、伊勢湾で漁業を営む漁業関係者と国土交通省中部地方整備局との間で、着工に係る同意確認書が締結されました。

埋立により、イワシ等を漁獲する船曳網漁業の好漁場縮小、潮流変化によるノリ養殖をはじめとする沿岸漁業への影響が懸念されることから、漁業振興策により、海域・漁場環境の改善や、水産資源の増大につながる取組を着実に進め、健全で活力ある豊かな「伊勢湾」の再生、次世代への継承に努めることが重要であることを三重、愛知両県と中部地方整備局の三者で確認しました。

2 伊勢湾漁業振興策について

（1）基本的な考え方

伊勢湾漁業振興策（別添7）については、令和2年度に策定した「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に掲げる施策と一体的に推進することで、埋立工事の影響により基本計画に掲げる目標達成に支障が出ないよう、漁業関係者にとって実のある効果的な取組となるよう着実に進めることとしています。

（2）基本的な施策

伊勢湾漁業振興策は、漁場環境の改善をめざす「海域・漁場環境対策」、資源の添加等、資源回復や気候変動への対応をめざす「水産資源増大・養殖業振興対策」、漁業経営の安定やコスト削減が図られるよう生産性の向上をめざす「経営安定対策」の三つを基本的な施策としています。

① 海域・漁場環境対策

- ・伊勢湾における漁場生産力の再生・回復
　貧栄養、貧酸素等の環境負荷低減対策、干潟・藻場造成等
- ・試験研究の充実・強化

② 水産資源増大・養殖業振興対策

- ・伊勢湾における持続可能な漁業の構築
　イカナゴ等重要資源の減少に伴う減収対策、アサリ資源回復にかかる対策等
- ・伊勢湾における藻類養殖の成長産業化
　気候変動に対応した品種改良、共同化・協業化に係る施設整備等
- ・密漁監視対策の充実・強化
　密漁監視に係るシステムの導入、対策の充実・強化

③ 経営安定対策

- ・担い手の確保・育成と経営安定対策
- ・初期投資費用の負担軽減、事業継承の仕組みづくり等
- ・漁協の組織・経営基盤の拡充・強化
 - 漁協による所得向上の取組支援、漁協所有の不要施設の処分対策
- ・漁業経営の安定化に向けた施設の整備
 - 漁協経営改善に向けた生産性向上のための施設整備

3 今後の対応について

今後は、豊かな伊勢湾の漁場を次世代に継承できるよう、漁業関係者に寄り添いながら、伊勢湾漁業振興策の三つの施策に基づく効果的な取組を、国や多様な関係者と連携して推進していきます。

(7) アコヤガイのへい死に係る対応について

1 現状

令和元年7月頃からアコヤガイのへい死が確認され、特に稚貝については、へい死率が70%となるなど大きな被害を受けました。令和2年度は、へい死軽減を図るため、海水温、塩分情報、餌となるプランクトンの発生状況等について、水産研究所がSNSを活用したプッシュ型の情報発信を行うとともに、真珠養殖事業者や大学、市町、県で構成する「三重県真珠養殖対策会議」を立ち上げ、アコヤガイのへい死状況の情報共有や、へい死軽減対策の協議を行いました。関係者が一体となってストレス緩和対策に取り組んだ結果、稚貝のへい死率は44%となりました。

また、令和2年度の水産研究所による調査試験の結果、高水温や餌不足に起因する衰弱状態に、養殖施設の揺れ、海水の濁り等のストレスとなる複数の要因が加わり、へい死に至ったと考えられたことから、貝を衰弱させない適正養殖管理を推進するとともに、調査試験から得られた知見をもとに、「真珠適正養殖管理マニュアル（令和元年12月作成）」を改訂し、令和2年12月に真珠養殖事業者へ配布しました。

2 令和3年度の取組

(1) 適正養殖管理の推進

① 「三重県版アコヤタイムライン（別添8）」の運用

真珠養殖事業者、市町、県の関係者がへい死軽減対策に一体となって取り組むため、海水温等をもとに設定した4段階のステージ毎に、「だれが、何をするか」を定めた「三重県版アコヤタイムライン」を全国に先駆けて策定し、4月15日にはステージ1（準備段階）として運用を開始しました。令和2年度にへい死が確認され始めた海水温23°Cに近づいた5月28日にはステージ2（早期警戒）へ移行し、アコヤガイへのストレス緩和対策（カゴの深吊り、沖での飼育、漁船の超スロー航行等）のさらなる徹底を行っています。

② 漁場環境の観測

水産研究所と真珠養殖事業者が連携し、主要な漁場環境とプランクトン発生状況を定期的に観測しています。また、リアルタイムで配信している海水温や塩分情報に加え、これらの予測情報についても今後毎週配信するなど、水産研究所が適正養殖管理の実施に必要な情報提供を行っていきます。

なお、6月中旬の英虞湾（湾央）における海水温は、23.7°C（平年より+1.7°C、令和2年同時期より-0.3°C）となっています。

(2) 気候変動への対応

① 大型稚貝の生産

例年飼育が開始される稚貝のサイズ（通常2mm）では栄養の蓄積量が少なく、漁場環境の変化に弱いため、今年度は稚貝のへい死軽減対策として、（公財）三重県水産振興事業団に委託して従来の2倍のサイズ（4mm）の稚貝を53万個生産し、6月1日から順次真珠養殖事業者に配布しました。

② 新たな稚貝養殖漁場の探索

稚貝のへい死リスクを分散するため、令和2年度に水産研究所が尾鷲湾で実施した稚貝飼育の結果、へい死率は9%と通常の範囲内であり、県の既存漁場のへい死率44%に比べて低くなりました。今年度も尾鷲湾において飼育規模を拡大した稚貝飼育試験に取り組むとともに、海水温やプランクトン量について詳細な漁場環境の観測を行い、新たな稚貝養殖漁場としての可能性を探っていきます。

③ 連携研究

アコヤガイの高水温耐性品種の開発を加速化するため、水産研究所が三重大学等と共同して、令和3年度国立研究開発法人科学技術振興機構の公募型事業への採択に向けて取組を進めています。

(3) その他の対応

① 経営支援対策

真珠養殖事業者の経営面の不安を解消するため、令和元年9月に開設した相談窓口対応を継続するとともに、真珠養殖事業者に対する漁業近代化資金の制度資金の無利子化等を実施しています。(5月末累計30件)

② 国への要望

アコヤガイのへい死に係る国、県等の連携体制づくり、漁業共済制度の拡充、天然貝の系統保存に対する助成、遺伝子解析に係る技術支援、アコヤ真珠の魅力を伝える取組への支援について、引き続き国に要望していきます。

3 今後の取組方針

「三重県真珠養殖対策会議」を中心に関係者が一体となって適正養殖管理の徹底に取り組むとともに、新たな知見が得られた場合は「真珠適正養殖管理マニュアル」の改訂を行います。

また、中長期的な視点から、気候変動に対応できる品種開発や新たな稚貝養殖漁場の探索を通じて、本県の真珠養殖業が安定して継続できるよう取り組んでいきます。

(8) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年2月17日～令和3年6月1日)
(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和3年3月9日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか9名
4 質問事項	令和2年度三重ブランド認定更新等について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、令和2年度末で認定期間が満了する事業者の認定更新に関する意見聴取を行いました。
6 備考	